

「外国公務員等に対する贈賄防止に向けた基本方針」

当社は、グローバル経済における公正取引の重要性への認識が世界的に高まるなか、役員・社員一人ひとりが、お客様はじめ社会の皆様から寄せられる信頼や期待に対して誠実に応え続けるため、「外国公務員等に対する贈賄防止に向けた基本方針」を定めます。

1. 法令遵守

・私たちは、不正競争防止法をはじめとする各国の贈賄行為禁止法(以下「贈賄禁止法」とします)を遵守します。

2. 贈賄行為の禁止

・私たちは、営業上の不正の利益を得るために、外国公務員等に対して、その職務に関する行為をさせることなどを目的として、直接または間接な金銭その他の利益供与等を行いません。

3. 教育・啓発

・私たちは、前2項の実効性を高めるために、社内において適切な教育活動を行います。

4. 報告体制

・私たちは、贈賄禁止法及び本基本方針に対する違反又はそのおそれがある場合は、社内窓口で速やかに報告するとともに、組織として適正に対処します。

2021年4月1日

西日本旅客鉄道株式会社